

嬉野市未来技術地域実装協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「嬉野市未来技術地域実装協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、令和 3 年度に内閣府から「未来技術社会実装事業」に選定された、嬉野市「I♡URESHINO」新たな交流拠点の誕生を契機に取り組む“With コロナ観光まちづくり”を実施するにあたり必要な検討、調整を行うことを目的とする。

（協議事項）

第 3 条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）社会実証・実装に向けた検討・協議
- （2）社会実証・実装の実施、実施結果に関する評価・検証
- （3）事業化に向けた施策の検討
- （4）その他目的達成に必要な事項

（組織）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の追加・変更は協議会の承認を得るものとする。
- 3 協議会は、必要に応じてプロジェクトチームを設置する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

- 2 委員の異動等に伴う変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

（会長及び職務代理）

第 6 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、嬉野市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長は、委員の中から副会長を指名することができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が出席できない時は、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できない時は、その代理者を出席させることができる。
- 5 会議に出席できない委員又は代理者を出席させる委員は、あらかじめ書面で表決することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 6 委員は、ウェブ会議システム等を利用し会議に出席することができる。
- 7 会長は必要に応じて、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 会長は、会議を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、会議は書面によって開催し、書面によって表決することができるものとする。
- 9 会議は、非公開とする。ただし、委員の承認を得て会議資料及び会議録を公表することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、嬉野市役所内に置く。

(その他)

第9条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。ただし、軽微な内容のものについては、会長が定めることができる。

附則

この規約は、令和3年11月19日から施行する。